

## 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県栄養士会(以下「本会」という)の定款第25条の規定に基づき、役員及び名誉会長(以下「役員等」という。)の報酬及び職務執行に要する費用(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等は、原則として無報酬とする。ただし、定款第19条第5項に定める監事(以下「会員外監事」という。)に対して、職務執行の対価として報酬を支払うことができる。

2 役員が、職務の執行のために要する交通費等は、旅費規程により支給する。

(報酬等の額及び支給)

第3条 会員外監事の報酬は別表のとおりとし、年度末に一括して支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等の報酬等は、通貨によって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給に関する基準として公表するものとする。

(施行等)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

附則 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に基づく公益社団法人広島県栄養士会の設立の登記の日から施行する。

別表「会員外監事報酬表」

業務	金額	
監査	1日当たり	20,000円
総会・理事会出席	1回あたり	10,000円